

平成23年6月甲良町議会定例会会議録

平成23年6月15日（水曜日）

◎本日の会議に付した事件（議事日程）

- 第1 会議録署名議員の指名
第2 議案第20号 平成23年度甲良町一般会計補正予算（第2号）
第3 議案第21号 せせらぎの里こうら設置および管理に関する条例
第4 発議第8号 甲良町農業委員会委員の推薦について
第5 議員派遣について
第6 委員会の閉会中における継続審査及び調査について
追加1 発議第9号 競売入札等妨害罪及びいわゆる官製談合罪に対する刑事告発について厳正な捜査を求める意見書（案）

◎会議に出席した議員（12名）

1番	西川誠一	2番	丸山光雄
3番	丸山恵二	4番	木村修
5番	金澤博	6番	宮寄光一
7番	建部孝夫	8番	藤堂一彦
9番	河上達次郎	10番	山田壽一
11番	西澤伸明	12番	藤堂与三郎

◎会議に欠席した議員

なし

◎会議に出席した説明員

町長	北川豊昭	教育長	堀内光三
総務課長	山本貢造	会計管理者	山本昇
教育次長	金田長和	産業課長	茶木朝雄
企画監理課長	米田義正	人権課長	中山進
税務課長	建部真理子	建設課長	若林嘉昭
水道課長	茶木作夫	住民課長	中川愛博
保健福祉課長	川嶋幸泰	直売所準備室長	阪東克美

◎議場に出席した事務局職員

事務局長 大橋久和 書記 宝来正恵

(午前10時20分 開会)

○藤堂議長 ただいまの出席議員数は12人であります。

議員定足数に達しておりますので、平成23年6月甲良町議会定例会第2日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布いたしておきましたとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、5番 金澤議員および6番 宮寄議員を指名いたします。

次に、日程第2 議案第20号を議題といたします。

本案について、討論はありませんか。

5番 金澤議員。

○金澤議員 反対討論をいたします。

百条委員会は、昨年12月議会にて終結しています。法的な判断を求めるために議会で議決し告発したものである。しかし、検察側としてはこの内容では受理できないと判断したものである。よって、このような結果に至ったことは、その内容がいかに憶測と推測によって作成されたものであることが明らかになったものである。

また、検察側もかなり時間をかけ、慎重に内容を精査したものである。この上、多額の公費を使い、このことを再度問題視することは許されない。

12回も委員会が開催され、自分たちのぐあいのいい証人を喚問して自信満々で作成された報告書である。その報告書が検察に受理されなかったことを議会にも報告もしないで再度多数派議員によって偽証罪で告発する、また、どのような内容かも明らかにせず、玉木弁護士に白紙委任するような議会費が計上されている補正予算は認めるわけにはいかないことを申し上げ、反対討論といたします。

○藤堂議長 ほかにありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 賛成討論です。

ただいま金澤議員が幾つか言われましたが、その何点かについて、まず、事実の違うことを申し上げます。

1つは、百条委員会の調査結果、委員長報告の採決は多数決で決められて、そのもとで町長が告発に進み、そして、議員有志が進みました。そして、百条委員会が終了したのは、調査結果が出て、疑惑ありという結論が出たからこそ終結をしたのであります。ですから、その百条委員会の結果を受けて今現在司法の手が進められています。

そして、受理されなかったという認識を示されましたが、そうではございません。議長がかわり、そして、内容の補充書提出にあたって、議長が変更されたことと併せて出し直しをしてくださいということで返されたものでありまして、不受理ではありません。受理がされなかったという認識そのものが間違いであります。

そして、玉木弁護士への白紙委任ではありません。内容が、よく読んでいただきますと、ちゃんと限定をされて、その範囲で委任をする。つまり百条委員会が求めた刑事告発、これは百条委員会、議会ができる範囲は4つの罪状に決められています。記録提出や、それから不出頭、そして証言拒否、そして、虚偽罪であります。偽証罪であります。そういう限定された中で、その法的事務を扱う、検察との関係でありますから、法律上のいろんな知識が要ります。それに委託をするという内容になっています。その点で、今回出された補正予算の議案は適切なものだと考えます。

その上に福祉センターの駐車場の改修、これがございます。800万です。確かに甲良町の財政から見て大変大きな出費であります。しかし、事故が起こってそれに対応する。つまり、二度とその事故を起こさないということですぐさま対応した問題でありまして、料金がその分かかってまいります。こういう点では、安全・安心のまちづくり、こういう施設管理の点でも必要なところであります。

今回出された補正予算の項目は、補正という限定内で私ども全体の問題ではもっともっと今の町民の暮らしに寄り添った生活の支援や、そして、今後オープンが進むであろうせせらぎの里、ここに向けた農業支援など、そしてまた、人口が激減をしていく中での子育て対策、若者たちが住み続けられるさまざまな支援策が本当に必要です。そういう練った施策を提案をし、そしてまた、議会で論議をしていく、こういうことが必要でありますし、私どももその積極的な提案もしていきたいと考えております。

そういう点で、今回の補正予算、補正予算という限定で私ども、賛成討論をするものでございます。

○藤堂議長 ほかに。

山田議員。

○山田議員 私も反対討論をさせていただきます。

ほかの議案はすべて私は納得できるんですけども、この議会の弁護士費用、先ほど金澤議員がおっしゃられたように、内容が濱野前議員の取り下げによって31万5,000円の報償金、そして、これ、この取り下げたということは別に争いもしていないし、裁判にもなっていない。にもかかわらずそのような報償金が払われるということは、私は疑問に思っております。

そして、残りの42万、21万、21万とお聞きしましたけれども、これは当初私が議長をしているときに私の名前ではやめろと言いにいったにもかかわらず、そのように強行に皆さん、賛成議員の方がされて、告発文を作成して、議長がかわったから議長の名前を変えなあかんということでは、私は納得はしておりません。その当初、そのときに議会の代表として私の名前はふさわしくないんじゃないかというようなことを私も申しておりましたけれども、そのようなことは一切受け入れられず、そのような行動をとられた方々に責任があるんじゃないかと私は思っておりますので、検察側からどのゆな文書、どのようなことが来たのかとも、我々にも提示もせず、口頭だけでの説明だけでは私は納得できませんので、反対討論とさせていただきます。

以上です。

○藤堂議長 ほかに討論はありませんか。

討論の二度はないんですけど、補足ですか、さっきの。どうぞ。

○西澤議員 1つは、濱野議員の処分の取り消しを求める審査請求の問題です。審査請求は、権利として処分を受けた議員が知事に対して20日以内に申し出ることができるという決まりになっています。そのことを押し通せば、この費用については、私ども問題がなかったと考えます。しかし、取り下げをしています。取り下げをするぐらいなら最初からしなかったらよかったです。つまり、審査請求に道理がなかったということでもあります。ですから、この弁護士の費用は、そういう濱野議員の悪あがきのために出費をせざるを得なかった費用でありまして、そういう点では濱野議員に請求すべきものというように私ども考える点を加えさせていただきます。

○藤堂議長 1回の原則がありますけど、補足ということで許可をいたしました。

ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第20号を採決いたします。

お諮りをいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○藤堂議長 ご着席願います。

起立多数であります。

よって、議案第20号は可決されました。

次に、日程第3 議案第21号を議題といたします。

議案第21号については、産業建設文教常任委員会に付託され、審査が行

われまして、その報告書が提出されております。

これより、産業建設文教常任委員会の審査報告を求めます。

木村委員長。

○木村産業建設文教常任委員会委員長 それでは、産業建設文教常任委員会の報告書を朗読させていただきたいと思っております。

甲良町議会議長 藤堂与三郎様。

平成23年6月15日。

甲良町議会産業建設文教常任委員会委員長 木村修。

産業建設文教常任委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

1. 審査結果。

議案第21号 せせらぎの里こうらの設置および管理に関する条例。

審査結果、原案可決。

2. 審査経過。

女子用トイレには和式があるが、男性用にはないので検討できないかとの問いに、県の事業であり、町の意見は伝えるとのことであった。

加工室の夜間の使用とはとの問いに、夏祭り等、町の特別な事業については考慮するが、それ以外は考えていないということであった。

加工品を売る場合、前夜に加工する場合があるかどうか、使用料を1時間単位にすることはできないのかとの問いに、加工者の使い方や要望を聞きながら柔軟に対応する。使用料については、行政の場合営利目的でないので実費程度で考えており、町内の施設は半日単位なので参考にしたとのことであった。

名称の応募件数はとの問いに、総数は42件であった。一番多かったのが、せせらぎの里こうらだったので決めたとのことであった。

せせらぎの里こうらとなっているが、従来の計画のふるさと交流村は外したという認識でよいのかとの問いに、もともと計画が非常に大きな構想であったので、事業を徹底的に縮小して、甲良町の財政力に見合う規模で直売施設の拠点に切りかえた。今回は交流村という名前を払拭して新しい甲良町のイメージに合う名称を公募した。

産業課（甲良町）と直売所組合との関係で委託契約を交わすことを考えているかとの問いに、直売所が本格オープンするときには全体を管理できるような組織をつくり、そこに管理を委託するとのことであった。

産業課の管理となると、職員の常駐が必要になる。営業開始から次の日の開店準備まで職員の管理体制はどうなのかとの問いに、直売所全体を通して

施設の維持管理は産業課が行う。運営は、直売所・加工所については直売所の組合員に行ってもらおうとのことであった。

7月オープンされる直売所・加工所の利用者のトイレはどうかと問いに、簡易パーキングのトイレは、来年3月に完成する。完成までの9カ月間は仮設水洗トイレをリースで設置するとのことであった。

管理運営で、条例以外に町の方針としての計画はどうされるのかとの問いに、条例で規定できない事項に関しては、規則で定めるとのことであった。

15%の手数料は適正なのかとの問いに、近隣の直売所では15%が標準で、加工品や町外の参加は高いところもあるとのことであった。

スーパーと比べて消費者が割高に感じる。商品も値段の割には一級品が少ない。現状で売られているものと、オープンして新しく出される商品についてはどのように考えているかとの問いに、品数と量が豊富にあるということが直売所のはやる条件になっている。当然町内も大事ですし、農協や町外の生産者にも声をかけていく考えであるとのことであった。

最後に、討論でございます。

住民合意をさらに広めることが大事であり、さまざまな取り組みを願いたい。現在の直売所は雨漏りがひどいことから、組合員の要望に応じて地域、農業全体の振興を図る目的で設置し、オープンを期待する。管理運営が適切に行われて1つの拠点施設になる。それがふさわしい形で運用されていくことを希望して賛成する。

せせらぎの里こうらの成功は、直売所・加工室の施設だけでは集客問題がある。甲良のみんながせせらぎの里こうらへ行けば、子どもたちも楽しく遊べるという計画で調整池（多目的広場）を有効に活用することを希望して賛成する。

以上でございます。

○藤堂議長 産業建設文教常任委員長の審査報告が終わりました。

ただいまの委員長報告に対しまして、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○藤堂議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

それでは、議案第21号、せせらぎの里こうらの設置および管理に関する条例について、討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 11番 西澤です。

せせらぎの里こうらの設置管理条例に賛成討論を行います。

私は、日本共産党議員を代表して、賛成討論にあたって次の意見を述べるものであります。

1つは、現在粗末な小屋から出発したせせらぎ直販所が、紆余曲折を経ながら今日に至っている陰で、関係者の大変な努力がなされたことに敬意を表するところでもあります。

同時に、今回北落の施設が金屋に移設新築されるにあたって、改めて見ておかなければならないのは、山崎前町長が強引に進めた傷跡がいまだに困難の要素をつくっているということでもあります。すなわち生産、出荷体制も整わないうちに土地を購入し、箱物建設優先で進めたために町民不信をぬぐい切れないまま今日に至っているという認識から出発しなければならないと考えます。

だからこそ、この事業を成功させようとするれば、住民合意をより丁寧に尊重することを最大限心を寄せることが大切だと思います。

2つ目に、運営主体を誰が担うのかの条文の中に明記をされていないために、第11条、使用料などで不明確な表現となってしまうています。つまり、日常的に利用する直売所組合も、この条文の利用者の中に入り、料金を徴収する対象とするのかなどの疑問や不明確な解釈が生まれてまいります。運営を直売所組合に委託することを条文の中に明記をするか、あるいは、13条の規則への委任規定に入れて矛盾を解消する必要があると考えます。

ところが、上程された条例の13条に基づく規則がいまだに成文化されていません。規則が議会に提出されないことによって条例の全体が理解しにくいものとなったことを率直に指摘しておきたいと思います。

係る事態は、条例公布までに組合と協議、合意に至り、成文が発表されるとの表明が担当者から確認できたため、速やかに実行されるよう要請をしておきます。

3つ目に、せせらぎの里こうらの責任者について、本格稼働になる24年12月までとは言わずに、できるだけ早く説得すべきだと思います。その責任者は何よりも人望が厚く、公平で、しっかりした人物が望まれていると思います。

4つ目に、この事業を成功させるためには、私は次の4点が重要だと考えています。

1つは、出荷体制を支える農業支援の強化であります。この中身は、パイプハウスの補助の充実や肥料の補助、機械の補助、価格補償などあります。これは予算にも限られますが、甲良町らしい独自の支援策が必要です。生産者が希望を持って取り組める施策の充実が求められています。

2つ目は、箱物建設優先の事業を切りかえて、住民の命と健康、福祉を充実させることでもあります。

3つ目には、利権や不正は許さないという行政姿勢を貫くことでもあります。

4つ目に、町民の結束を弱める同和特別施策から卒業をすることであり
ます。

最後に、経済環境は大変厳しい状況にあります。堅実なスタートを求めて
いきたいと思っています。

遊具などをとの意見もごさいますが、附属施設の充実ではなくて、あくま
で新鮮な、良質な甲良の産物こそお客様のニーズに合致するのでありまし
て、そのことに向けた全体の農業者を支援する取り組み、そして、行政全体、
そして、私どもを含めて支援をしていく必要があることを提起をして、賛成
討論としたいと思います。

○藤堂議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第21号を採決いたします。

お諮りをいたします。

委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○藤堂議長 起立全員であります。

よって、議案第21号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第4 発議第8号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○大橋事務局長 発議第8号 甲良町農業委員会委員の推薦について。

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条および会議規則第14条
の規定により提出します。

平成23年6月15日。

甲良町議会議長 藤堂与三郎様。

提出者、木村議員。

賛成者、金澤議員、同じく賛成者、河上議員、賛成者、藤堂一彦議員、賛
成者、丸山恵二議員。

○藤堂議長 この発議は、木村議員が提出者となっておりますので、木村議員
から提案説明を求めます。

木村議員。

○木村議員 4番 木村です。

甲良町農業委員会委員の推せんについてでございますが、4名の方を推せ
んをしたいんですが、その経歴を重ねて発表しながら推せんをしていきたい

と思います。

甲良町農業委員会委員の推薦について。

甲良町農業委員会委員は、平成23年7月19日をもって任期満了となるので、農業委員会等に関する法律第12条第1項第2号の規定により、議会推薦の農業委員は4人とし、次の者を推薦する。

住所、甲良町大字尼子1790番地、古川俊雄、昭和26年12月11日生まれ。

この古川さんは、尼子出屋敷の農業組合の役員をされ、集団転作の地域指導を熱心に取り組みされ、地域にも人望厚い方でございます。農業組合長もされ、農業委員も今回で2期目です。農業の振興に務め、地域農地の流動化の防止を行い、営農活動で農地を守る取り組みをされておられます。

甲良町大字呉竹235番地の7、山田久良さん、昭和12年9月2日生まれ。

山田久良さんは、当地区の農業委員を2期、農業組合長もされ、地域の農地振興に貢献されておられる方でございます。

甲良町大字長寺1409番地の3、宮川徳満さん。

宮川氏は、農業組合長、また農業委員も現在3期務めておられ、地域の農地の耕作も引き受けて農業生産に意欲を持って取り組んでおられる方でございます。一部の農地では、無農薬栽培に取り組むなど、農業振興に努力されて、地域の農地を守っておられる方でございます。

甲良町大字法養寺491番地、桂田誠一さん、昭和24年4月1日生まれ。

桂田氏は、平成23年度区長を務められ、地域の方々にも人望厚い方でございます。水稻生産のほか、野菜生産に加え、今年度からハウスでは花卉に取り組むなど、地域と連携し、農地を守る取り組みをされています。

以上、4名の方を推せんしたいと思います。

以上でございます。

○藤堂議長 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 11番 西澤です。

農業委員の推せんについての賛成討論をいたします。

賛成討論にあたって、農業委員会の持つ役割、農業委員の任務については、改めて確認をする必要がございます。農地と農業を守るという非常に大事な

役割を持っている行政組織であり、町民の代表、農家の代表となって活動することが任務づけられています。その点、考えますと、甲良町における農地、そして、転売など、さまざまな問題が生じてまいります。こういうことについてだめなものだめ、いいものはいいと。こういうことをしっかりと論議ができる委員さんを私ども選んでいく必要がありますし、また、就任された農業委員さんは、そういうことで論議をしていただく必要があります。

もう一つ、忘れがちなのが、農業委員会が持つ大きな権限です。農業施策について行政に、町長に建議を出すことができる権限であります。私どもは独自に党の推せん農業委員を立てる状況の力を持っていません。長年そういう甲良町の中で農業委員を立てる状況にはありませんでした。そういう点では、農業委員さんと連携をして農地を守る、そして、農業施策を発展させる、こういう論議ができるようにぜひともしたいと考えています。

今回、町から推せんされる公選枠とは別の議会から推せんをされる4名については、この任務に照らして、現在起きている農地の砂利採取、こういう脱法的な行為に対してもきっちりと対応をしていく必要がありますし、そのことが求められています。

こういう点では大変不十分な中身を持っていると思いますが、就任をされるにあたって、この任務をさらに自覚をしていただいて、遂行していただくことを求めて賛成討論としたいと思います。

○藤堂議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、発議第8号を採決いたします。

お諮りをいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○藤堂議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、発議第8号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第5 議員派遣についてを議題といたします。

お諮りをいたします。

会議規則第121条の規定によりまして、お手元に配布いたしておきました文書のとおり、議員を派遣することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○藤堂議長 異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

次に、日程第6 委員会の閉会中における継続審査及び調査についてを議題といたします。

会議規則第75条の規則によりまして、各常任委員長からお手元に配布いたしておきました文書のとおり、閉会中における継続審査及び調査の申し出がありました。

お諮りをいたします。

各常任委員長から申し出のとおり、決することに異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○藤堂議長 異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

(「動議」の声あり)

○藤堂議長 西澤議員。

○西澤議員 競売入札妨害罪およびいわゆる官製談合罪に対する刑事告発について厳正な捜査を求める意見書を提出する動議を提出いたします。

○藤堂議長 ただいま西澤議員から提出された動議について、賛成者はありますか。

ただいま西澤議員から提出された動議は、所定の賛成者がありますので、動議は成立をいたしました。

お諮りをいたします。

この際、本動議は日程に追加し、直ちに議題とすることに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○藤堂議長 ご着席願います。

起立多数です。

したがって、この動議を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに可決されました。

ここで、しばらく休憩をいたします。

(午前10時50分 休憩)

(午前11時15分 再開)

○藤堂議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

追加日程第1 発議第9号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○大橋事務局長 発議第9号 競売入札等妨害罪及びいわゆる官製談合罪について厳正な捜査を求める意見書(案)。

上記の議案を、地方自治法第112条および会議規則第14条の規定によ

り提出します。

平成23年6月15日。

甲良町議会議長 藤堂与三郎様。

提出者、西澤議員。

賛成者、建部議員、賛成者、藤堂一彦議員、賛成者、木村議員、賛成者、宮寄議員、賛成者、丸山光雄議員。

○藤堂議長 地方自治法第117条の規定によって、山田議員の退場を求めます。

(10番 山田議員退場)

○藤堂議長 西澤議員の提案説明を求めます。

西澤議員。

○西澤議員 提案をさせていただきます。

意見書(案)が皆さんのお手元に配られておりますので、これを読み上げて提案とさせていただきます。

競売入札等妨害罪及びいわゆる官製談合罪に対する刑事告発について厳正な捜査を求める意見書(案)。

競売等入札妨害(刑法第96条の3第1項、第60条)、入札談合等の排除並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律違反(同法第8条、刑法第60条)に該当するとして、北川豊昭町長とそれに連携して議員有志、町民有志がそれぞれ提出した(平成23年3月17日付)告発状が、去る4月22日、正式に受理されました。多くの町民のみならず、心ある方々が捜査の行方を広く注目しています。いわゆる官製談合容疑は、物証がないと言われ、客観的な状況証拠があるにもかかわらず、強制捜査が見送られてきた感が否めません。しかし、極めて恣意的な指名基準の変更、予定価格の公表における端数(40万円、30万円)の書きかえ、さらには「(最低制限価格の情報は)町長と私(野瀬)と議長と副議長しか、知らんことでした」と録音されたCD(ICレコーダーから複写)など、被告発人でさえ否定できない物証とも言える事実が存在します。

これらは、地方自治法100条に基づき甲良町議会に設置された官製談合等調査特別委員会で12回にわたり、延べ19人の証人、参考人の証言などから、事実に基づく入札の異常な経緯を明らかにし、関係者の関与について官製談合を疑うに足りる合理的で十分な事実を突きつけていると結論づけたものです。

さらに、この官製談合疑惑に絡む恐喝未遂事件があったとされる判決の中で、関係各証拠によれば次の事実が認められるとして、本件工事は公表されていた価格が1億7,800万円であったから、予定価格が端数が切り捨て

られる前の1億7,840万円であり、その85%に当たる額が最低制限価格であるとの予測を持つことは非常に困難というべきであると指摘しました。そして、自社で請け負う能力のない浜野工務店を入札に参加させ、落札させるように仕向けたと判示し、最低制限価格を浜野工務店の関係者、具体的には代表者の夫である濱野副議長に漏らした官製談合の疑惑が非常に濃厚であると明快に指摘しています。

上記の状況を受けて、本件に関し刑事司法の正当な発動が強く期待されています。

よって、客観的証拠に基づき、厳正で公平・公正なる捜査を強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成23年6月15日。

滋賀県犬上郡甲良町議会。

大津地方検察庁、検事正、佐久間達哉様あてでございます。

以上であります。官製談合罪、これはいわゆる通称であります。そして、この通称の正式名は、1行目の後ろの方からあります官製談合等の排除並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律という長い法律でありますので、略して、いわゆる官製談合罪というように表現をいたしました。どうぞ議員の皆さん、諸氏の皆さんの賢明なるご判断をいただいて議決いただきますよう、そして、全县の中でも甲良町が注目されています。それはいい意味ではなくて、私たちの改善をする方向はなかなか映されていません。ですから、このことがしっかりと捜査をされて、悪の問題をきっちり解決をつける、これが大事であります。

そして、悪いことはすぐ千里を走ると言われています。私たち甲良町民にとっても、甲良町が改善に向かっている、いい町になろうとしているということ町民はもちろんであります。町内にも私たち発信をして、厳正なる捜査を求めていく必要があります。そういう点でも皆様のご賛同を心からお願いしまして提案とさせていただきます。

○藤堂議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

金澤議員。

○金澤議員 4番 金澤です。

今、西澤議員より刑事告発について厳正な捜査を求める意見書が提案され

ました。しかし、先ほど、この意見書にも書いてありますように、告発状が去る4月22日に受理されました。こういうようにあります。ということは、検察側は厳正に捜査をしていると私は思っています。

というのは、やはり先ほども申しましたように、議会で議決して調査内容をしっかりと、それで告発したわけでありますから、検察としてもそれに基づいて捜査をしている最中であります。今さら終わったことに対してこんな意見書を提出する理由は全然ないと私は思います。これは、これから議会で議決したことはすべて検察にすべて任せて、私たち議会議員は担うのが、これが当然だと思います。そういうことを申し上げて、私は反対討論といたします。

○藤堂議長 ほかに討論はありませんか。

宮寄議員。

○宮寄議員 6番 宮寄です。

賛成討論といたしたいと思います。

前山田議長の議長職のときに、百条委員会が立ち上がるときに、この素人だけで判断してもよろしいのかと、こういう問題は司法に任せなければならないのじゃないかという意見も言っていたのではないかと、私には覚えております。もし記憶違いであればお許し願いますが、たしか何度もそのようなことを言っておられたと思います。

ということは、やはりここは検察が受理されたということのを重く受けとめて、甲良町議会としてもこういう意見を強く要望するというのを提出してもいいのではないかと。これは全員賛成で諮られるべきではないかと思われま。何も反対する意見が、悪くはありませんが、これは当人たちも前町長も、新聞等のコメントにおいて司法の場で白黒をはっきりつけたいという記事も私は読んだことがあります。正々堂々と司法の場で弁明されればいいことであって、何も甲良町議会としてこの意見を反対するのはいかなものかと思われま。よって、賛成討論といたします。

○藤堂議長 丸山議員。

○丸山光雄議員 この案に賛成いたします。

私の話では、いろんな人から聞いて、いろんなことを聞いて、こういうふうに見ていると、状況からしても非常に濃厚なことを私自身が見受けられますので、この案に対して賛成いたします。

○藤堂議長 ほかに討論はありませんか。

木村修委員。

○木村議員 4番 木村です。

今ほど金澤議員、宮寄議員、丸山議員と討論されましたが、私も同じよう

なことなのですが、この意見書は、官製談合に関する意見書は、多分僕の想像ですが最後だと思えます。当初百条委員会が開かれたときのことをふっと思い出しますと、全員で賛成して百条委員会が開かれたということと同じく、今回もこの厳正で公平・公正なる捜査を強く要望しますという意味で、簡単に言いまして白黒というふうに言われるわけですが、白であろうが、黒であろうが、厳正な捜査をしていただきたいということは皆さん思っておられることだと思えますので、私は賛成討論としたいと思えます。

○藤堂議長 ほかに、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで討論を終わります。

追加日程第1 発議第9号を採決いたします。

お諮りをいたします。

発議第9号に賛成の方は、ご起立願います。

(賛成者起立)

○藤堂議長 ご着席願います。

起立多数であります。

よって、発議第9号は可決されました。

山田議員の入場を許します。

(10番 山田議員入場)

○藤堂議長 ただいま山田議員が入場されました。

ご報告をいたします。

発議第9号は、起立多数によって可決されましたことをご報告申し上げます。

西川議員。

○西川議員 西川でございます。

ここで動議を提案します。

宮寄光一甲良町議会議員に対する辞職勧告決議(案)を提案したいと思います。

○藤堂議長 西川議員、動議について賛成者はありますか。

(「賛成」の声あり)

○藤堂議長 ただいま西川議員から提出された動議は、所定の賛成者がおりますので、動議は成立をいたしました。

お諮りをいたします。

この際、本議案を日程に追加し、直ちに議題とすることに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○藤堂議長 着席願います。

起立少数です。

したがって、この動議は成立いたしません。

西澤議員。

○西澤議員 議長に議員に対する注意勧告をお願いする発言をさせていただきます。

議案第20号 平成23年度甲良町一般会計補正予算の採決の際、山田壽一議員の発言が横で聞こえてまいりました。河上達次郎議員に対して、立つ必要ない。そして、そでを引っ張る行為も、私、見させていただきました。議会規則では、採決が宣言をされたとき、議員の発言は許されません。

そして、もう一つ、議員の自主性、これは他の議員に指図を受けないという独立の原則がございます。その点でも山田壽一議員の発言、行動はそれに背いているという点で注意勧告が、私、必要だと思いますので、よろしくお願いいたします。

○藤堂議長 今、西澤議員から山田議員に対して注意勧告が必要だというようなご意見を賜りました。

私の席からはそのようなことが確認をできておりませんし、もしそういう事実が証明されるのであれば、重要な問題だと受け取りますので、そういう形で今の現段階では、もしそういう事実があるようでしたら、これは本当に西澤議員が言われるように不正行為ですので、厳重に注意をしなければならぬというふうに議長としても考えます。

西澤議員。

○西澤議員 議長の判断、そういうことを理解されまして、事実であればそういうことは議会規則上も、また、議員道徳上も許されないことですよという表明をいただきましたので、これで結構だというように思います。

○藤堂議長 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

最後に、町長のあいさつがあります。

町長。

○北川町長 閉会にあたりまして、一言御礼を申し上げます。

6月の定例議会、7日の日が全員協議会、8日から開会をいたしまして、本日最終日を迎えました。今定例会には報告が3件、議案が2件、提案をさせていただきました。特に提案をさせていただきました議案は、主な補正予算は保健福祉センターの舗装工事、ならびに西小学校の落雷による修復等が主な補正でございます。

前議会で福祉センターの駐車場で車のタイヤが破損したというようなことでいろいろと意見もちょうだいし、今回そうした貴重な意見にすぐさま対応

させていただくというようなことで舗装工事の補正予算を組ませていただいた、そういう経緯がございます。

本日、提案させていただいた案件、すべてご承認をいただきました。このことによりまして、今後は保健センターを利用される皆さんも車の駐車には安心してとめられるのではないかな、このような思いもいたしております。

今日は、関西電力の彦根の営業所の山本所長さん、来ていただきまして、東日本の原発を受けて、関電、どう対応するんやというようなことでいろいろとご説明もいただきました。一番敦賀に近いこの地域、安心・安全が保障されるのか、そういう非常に大事な課題であります。関電としましても、東日本の震災を教訓に、今後近畿圏の住民の皆さんの安全を保障するというような形でしっかりと対策を立てていただきたいな、そういう思いをしております。そういうことの今日は説明にも大変意義のある、1時間ではありましたが、説明会だったかなというように思っております。

6月、いよいよ梅雨が始まっておりまして、夏場になるとあちらこちらで食中毒の問題も取りざたをされます。それぞれ議員の皆さんも立場で、今後も議会活動を一生懸命やっただけでなく、食中毒等十分注意をいただきながら夏場を乗り切っていただきたいなど、このような思いをしております。

今後とも皆さんのご協力をいただき、7月の末には直売所もプレオープンさせていただくというようなところまでこぎつけてまいりました。これからが正念場であろうかというように思っております。皆さん方からいろんな提案、アイデアをいただきながら、ぜひとも成功する方向で進めてまいりたい、取り組んでまいりたい、このような思いをしておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げまして、簡単ですが、閉会にあたりましてのあいさつとさせていただきます。

ご苦労さんでございました。

○藤堂議長 これをもって平成23年6月甲良町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(午前11時40分 散会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

甲良町議会議長 藤 堂 与三郎

署 名 議 員 金 澤 博

署 名 議 員 宮 寄 光 一